(3)　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である現道拡幅案及び現道を活用しつつバイパスを整備する案の2案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、移転対象物件数は多くなるものの、温泉施設等が立地する既成市街地への立ち寄り機会を保持することができること、土工バランスが良く施工性に優れていること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる北海道石狩地方開発促進期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道札幌市南区役所

○国土交通省告示第四百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　唐櫃金懸東斜面

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成二十七年国土交通省告示第六百七十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字ヒキウスケ平　三九一五番一　一号から八号まで

○防衛省告示第五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成三十年三月八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字山里新川原（三一五番三）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　一般社団法人　沖縄県沖縄市軍用地等地主会

○防衛省告示第五十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成三十年三月八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県浦添市字城間城間原（四七三番一）、字城間東空寿（一八三四番三）及び字仲西外間門原（三七一番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

○防衛省告示第五十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年三月二十二日から同年五月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年四月三十日、同年五月三日及び同月四日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度一五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年三月二十二日から同年五月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年四月三十日、同年五月三日及び同月四日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。